

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

穴水町は能登半島の中央部に位置し、国道249号が通じ、のと里山海道の終点やのと鉄道の終着駅があるなど、奥能登の輪島市、珠洲市及び能登町に向かうための玄関口、交通の要所として栄えてきた。人口は昭和30年頃をピークに減少し続け、少子高齢化が進展しており、今後、人口はさらに減少傾向で推移すると見込まれる。

町の主要産業である一次産業については、古くから林業を中心に発展してきたが安価な外国産材の流通により衰退の一途を辿り、主な産業としては農業と漁業であり、農業は水稻を中心にかぼちゃ、馬鈴薯、栗、加工用ぶどうの栽培など、漁業は牡蠣の養殖などが行われている。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して商品開発や販路拡大等を支援する補助事業等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の向上や事業拡大を支援し、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとして経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

穴水町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

穴水町の産業は、市街地に限らず広域に立地しているため、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、穴水町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

穴水町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

しかしながら、近年、設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。

このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第2条第4項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 雇用の安定を確保するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

② 健全な地域経済の発展を目指すため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。